

一般社団法人 佐賀県労働者福祉協議会 定款

一般社団法人 佐賀県労働者福祉協議会 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人佐賀県労働者福祉協議会と称し、佐賀県労福協と略称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、佐賀県下における労働者及びその家族の福祉運動を総合的に推進し、関係団体間における福祉活動の連絡、調整を図るとともに、労働者福祉事業に関する事項全般についての調査、研究、啓発、普及及び実践を行い、もって労働者福祉の増進と社会保障制度の充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働者福祉全般に関する調査、研究、企画及び普及に関する事業
- (2) 勤労者生活の総合支援に関する事業
- (3) 介護支援に関する事業
- (4) 社会保障制度内容の充実にに関する事業
- (5) 勤労者を取り巻く社会課題の調査・研究・企画に関する事業
- (6) 福祉事業団体の事業拡大と新規事業の開発に関する事業
- (7) 労働者福祉の増進に寄与する団体が行う活動に対する助成に関する事業
- (8) 労働者の文化・教育の充実にに関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつたものをもって構成する。

2 会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員となつた時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至つたときは、総会の決議によつて当該会員を除名することができる。この場合において、その会員に対し総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が退会したとき。
- (2) 当該会員が解散したとき。
- (3) 第7条の支払義務を6箇月以上履行しなかつたとき。
- (4) 総会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金及び会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

- 第12条 当法人は、会員の名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第4章 総会

(構成)

- 第13条 総会は、全ての会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第14条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他法令で定められた事項

(開催)

- 第15条 総会は、定時総会として毎年度事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催することができる。

(招集)

- 第16条 総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び

場所を示して、当該総会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(成立要件)

第17条 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第18条 総会の議長は、当該総会において、出席会員のうちから選出する。

(議決権)

第19条 総会における会員の議決権の数は、別表に定めるとおりとする。

(決議)

第20条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、会員の半数以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第21条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 16 名以内

(2) 監事 1 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、若干名を副理事長、1 名を専務理事とする。

3 前項の理事長及び専務理事をもってこの法人の代表理事とし、必要に応じて一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事を選任することができる。

4 この法人に必要な応じて常務理事を置くことができる。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事、及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は 3 親等内の親族その他の当該理事と法人税法施行規則第 2 条の 2 第 1 項で規定する特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び専務理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は理事長を補佐し、専務理事は副理事長を補佐し、常務理事は専務理事を補佐する。

4 理事長及び専務理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条の規定により請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、理事に対して、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、当該理事会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第37条 別表の財産は、定款に定める事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、理事長が作成し、監事の調査を受けた上で、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置

くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計画書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計画書の附属明細書
- (7) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号から第7号までの書類については、総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第44条 この法人の公告の方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長（代表理事）は、宮島康博とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、2014年1月7日から適用する

別表

会員	議決権の数
日本労働組合総連合会佐賀県連合会	8
佐賀県教職員組合	1
佐賀県高等学校教職員組合	1
国鉄労働組合	1
久光製薬従業員組合	1
全労働省労働組合	1
九州労働金庫	2
全国労働者共済生活協同組合連合会	2
佐賀県生活協同組合連合会	1
計	18

- 5 この定款の附則別表については、2017年5月30日から適用する。

別表

会員	議決権の数
日本労働組合総連合会佐賀県連合会	8
佐賀県教職員組合	1
佐賀県高等学校教職員組合	1
久光製薬従業員組合	1
全労働省労働組合	1
九州労働金庫	2
全国労働者共済生活協同組合連合会	2
佐賀県生活協同組合連合会	1
計	17

6 この定款の附則別表については、2020年7月22日から適用する。

別表

会 員	議決権の数
日本労働組合総連合会佐賀県連合会	8
佐賀県教職員組合	1
佐賀県高等学校教職員組合	1
全労働省労働組合	1
九州労働金庫	2
全国労働者共済生活協同組合連合会	2
佐賀県生活協同組合連合会	1
計	16

7 この定款は2022年5月13日から改訂・適用する。

8 この定款は2023年5月19日から改訂・適用する。

9 この定款は2024年5月17日から改訂・適用する。